

令和7年度スポーツ産業の国際展開促進事業
仕様書

令和7年1月24日
スポーツ庁 参事官（国際担当）

仕様書

1. 事業名

令和7年度スポーツ産業の国際展開促進事業

2. 目的

スポーツ分野の産業化の推進は、スポーツ市場の拡大や、その収益をスポーツ環境の充実に再投資する好循環を成立させることにつながり、持続可能なスポーツの振興に資することができる。政府の「成長戦略フォローアップ」（令和2年7月17日）等を踏まえ、引き続きスポーツの成長産業化を目指し、スポーツ産業に係る国際的な市場動向や中長期的な展望を見据え、スポーツ産業の国際展開を推進していくことが必要である。

本事業では、我が国で創出された財・サービスを世界のスポーツ市場の展開につなげることで、我が国のスポーツ産業の成長を加速させていくことを目指す。このため、本事業では、我が国のスポーツ産業の成長を今後牽引していく企業やスポーツ団体等の国際展開を支援し、国内および国際スポーツ界とのネットワークを形成することを目指す。

3. 成果物

- ・最終報告書 1部（A4版）
- ・プロジェクト計画書・実施体制図（A4版）
- ・情報セキュリティ対策、各運用・保守項目の作業管理資料
 - ※ 電子媒体（PDF及びWord等のオリジナルデータ）によってスポーツ庁指定フォルダに納品するものとする。
 - ※ 形式や内容について双方協議の上作成を行うこと。
- ・そのほか、プロジェクト進捗管理、作業実施に必要な成果物
 - ※ 作業進捗に応じた適切なタイミングでスポーツ庁に提出すること。提出した内容に変更があった場合は、変更の事由が生じた都度、再度提出し、スポーツ庁の承認を得ること。

4. 委託契約期間

令和7年4月1日（予定） ～ 令和8年3月31日

5. 納入期限

- ・最終報告書 令和8年3月31日
- ・プロジェクト計画書・実施体制図 契約後2週間以内
- ・情報セキュリティ対策、各運用・保守項目の作業管理資料 契約後1か月以内
- ・プロジェクト進捗管理、作業実施に必要な成果物については、スポーツ庁と協議の上、納入期限を決定する。

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁参事官（国際担当）付 国際交流担当

7. 事業の内容

我が国のスポーツ産業の国際展開を推進するため、国内のネットワーク強化に加え、海外市場とのネットワーク構築を図る。なお、実施にあたっては、スポーツ庁と2018年に、「我が国のスポーツ及びスポーツ産業の国際展開支援のための基本合意書」を締結した経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人日本スポーツ振興センターをはじめとする関係機関・団体や、別途公募を実施する予定のスポーツ庁のスポーツ産業の成長促進事業（スポーツオープンイノベーション推進事業）等の関連事業と連携・協力することも可能とする。また、以下の各項目の取組について、令和7年度及び中期的・長期的な目標設定（KPI等）を提案に盛り込むこと。

（1）国際スポーツビジネス会議出展支援

①スポーツ産業の国際展開促進プラットフォーム（以下「JSPIN（Japan Sports Business Initiative）」）が実施する事業の一環として、国際スポーツ産業展示会やスポーツ庁が認める会合等におけるサイドイベント等を活用し、スポーツ産業の企業・団体の国際展開を支援する。なお、実際の支援形態については、応札者の入札時の提案を考慮の上、契約時にスポーツ庁と協議の上、決定することとする。

②上記展示会等の機会において、JSPIN自体の訴求およびその際に使用するJSPIN等の内容を紹介するポスターやチラシ等を印刷する。

③上記に展示会等の機会に参加した企業等に対してはアンケートやヒアリングを行い、今後の国際展開の支援の在り方の検討を行う。

（2）戦略的プラットフォーム運営

①JSPINの今後担うべき役割や目標を検討・再設定し、関係機関と調整を行う。

②本プロジェクトを広く周知し、JSPINへの参加を促進する施策を策定する。

③JSPINのオンラインサイト（<https://jspin.mext.go.jp>）を、ドメイン名も含め引継ぎ、適正な運営管理を行う。アクセス解析を行い、コンテンツ制作に生かせるようフィードバックすること。なお、契約終了時には、次の事業者が滞りなく引き継げる状況にしておくこと。

④オンラインサイト運営にあたり、スポーツ庁と協議の上、適切なリスク管理および危機管理対応を行う。なお、以下及び関連の文書の最新版を確認のうえ、記載されている政府機関等のルールを遵守すること。

- ・「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」
- ・「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準軍」
- ・「文部科学省情報セキュリティポリシー」及び「セキュリティポリシー下位規程」
- ・「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」
- ・安全なウェブサイトの作り方（IPA）
- ・セキュア・プログラミング講座Webアプリケーション編（IPA）
- ・日本語版Webサイトガイド
- ・政策目的別Webサイトガイド
- ・「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省）
- ・「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」（デジタル庁）

また、別紙には、セキュリティ等の要件について想定し得る内容を記載するが、今後事業の進捗やセキュリティ上の観点等から変更の可能性があるものである。これらについては、都度個別にスポーツ庁と協議し、詳細要件の了解を得た上で運用保守や改善等を実施すること。

※「文部科学省情報セキュリティポリシー」は非公表資料のため、契約締結後に受託者がスポーツ庁に守秘義務の誓約書を提出した後に開示する。

※本件業務の応札に先立ち、JSPINオンラインサイトの概要および仕様にかかる設計資料の詳細について、スポーツ庁と事前に確認を行い、想定される業務内容、工数等について十分に理解した上で応札すること。

なお、資料閲覧により知り得た設計情報、開示された資料に記載されている全ての情報は、本件業務のためのみに利用することとし、他の目的のために利用しないものとする。また、関係資料の閲覧は、スポーツ庁が定める方法、期間、場所等においてのみ許可するものとし、閲覧にあたっては、組織の代表者名で、閲覧に係る一切について機密保持することを明確に誓約する書面（機密保持誓約書）を作成し、閲覧当日に提出すること。

⑤ JSPINオンラインサイトに掲載する海外展開の先行事例やスポーツ庁の政策紹介、コラムを含めた記事、カントリーレポート等、調査の上、日本のスポーツ産業の国際展開につながる日本語および英語コンテンツを作成する。定期的な情報発信を行えるようにスケジュールを作成し、入稿する。

⑥ オンラインサイト上でのアドバイザーおよびJSPIN賛同企業・団体へのマッチング希望に対して対応し、ネットワークを活性化させる。

⑦ オンラインサイト上のコンテンツへのフィードバックを受けて、対応する。

⑧ 今後、JSPINを発展させ、自走化を念頭に置いた中長期的な計画を立案する。

（３）人材等ネットワーク形成支援

① スポーツ産業の国際展開に関するネットワーキングカンファレンスを１回程度開催する。具体的なセッション等については、スポーツ庁と協議の上、決定する。原則として対面形式で行い、オンライン形式の併用も検討する。

② スポーツ産業の国際展開に関するネットワーキングを促進する小規模の会合を複数回開催する。具体的なセッション等については、スポーツ庁と協議の上、決定する。原則として対面形式で行い、オンライン形式の併用も検討する。

③ 過年度のスポーツビジネス会議等に派遣された人材およびスポーツビジネスの知見・経験を有する人材を活用し、国内外で開催されるスポーツビジネス会議等に講演者として派遣する等、国際的なネットワークを拡大する方法を立案し、実行する。

（４）その他、本事業を推進するために必要と認められる活動を実施する。

（５）最終報告書の提出

上記（１）～（４）等、本事業において実施した活動の結果をまとめ、スポーツ産業分野の国際展開を今後促進する上で有効と考えられる方策を分析・検討し、最終報告書として提出する（様式自由）。

※上記のうち、（２）戦略的プラットフォーム運営については、必ず提案をすること。（１）国際スポーツビジネス会議出展支援および（３）人材等ネットワーク形成支援については、いずれか、もしくは両方の施策を提案すること。

※事業イメージとして、年間スケジュール例（実施時期）を下記に記載する。なお、必ずしもこれによる必要はない。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1) 国際スポーツビジネス会議出展支援	←→ 検討・準備											
(2) 戦略的プラットフォーム運営												
(3) 人材等ネットワーク形成支援												
(5) 最終報告書の提出												

8. 事業規模（予算）及び採択数

事業規模は31,500千円を上限とする。事業採択数は1件。

9. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁参事官（国際担当）付技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 業務の実施方針

1-1 事業内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 本事業内容の(2) 戦略的プラットフォーム運営について、必ず提案されていること。[提案内容の充実度、及び仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。]
- * 1-1-2 本事業内容の(1) 国際スポーツビジネス会議出展支援および(3) 人材等ネットワーク形成支援について、いずれか、もしくは両方の施策が提案されていること。[提案内容の充実度、及び仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。]

1-2 事業の実施方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 事業の実施方法が妥当であること。〔事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。〕
 - * 1-2-2 事業の実施方法が明確であること。
 - 1-3 事業計画の妥当性、実現性
 - * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔業務の日程・手順等が効率的であれば加点する。〕
 - * 1-3-2 事業の実施における費用計画に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔業務の費用計画等が効率的であれば加点する。また、本事業への還元を用途する委託費以外の資金調達の提案についても、実現性が高い提案であれば加点する。〕
 - 2 組織の経験・能力
 - 2-1 組織の類似事業の経験
 - 2-1-1 過去にスポーツ産業の国際展開を促進する類似の事業を実施した実績があれば、類似事業の実績内容に応じて加点する。
 - 2-2 組織の事業実施能力
 - * 2-2-1 本事業を遂行する人員が確保されていること。
 - 2-2-2 本事業に関わる幅広い知見及び人的ネットワーク、優れた情報収集能力を有していれば加点する。
 - * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。
 - 3 事業従事予定者の経験・能力
 - 3-1 事業従事予定者の類似事業の経験
 - 3-1-1 過去にスポーツ産業の国際展開を促進する類似の事業を実施した実績があればその内容に応じて加点する。
 - 3-2 事業従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性
 - * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
 - 3-2-2 事業内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。
 - 4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標
 - 4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組
 - 4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
 - スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定
- ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。(いずれかを応募者が選択するものとする ※1)

5-1-1 令和7年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業等※3においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和7年4月以降の暦年において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業等※3においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。

※3 中小企業とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検査

発注者による業務完了(廃止)報告の内容が、契約内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、受注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受注者は、本業務で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本業務以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等(事業年度及び暦年をいう。)が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1給与所得の源泉徴収票 合計表(375)」の「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1の場合は「合計額」と、5-1-2の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

1 4. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

1 5. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

1 6. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。

○セキュリティ等の要件について

● ドメイン、その他要件

- ①構築、以降に必要なデータや情報は、スポーツ庁あるいはスポーツ庁が指定する業者から提供を受け、必要な調整を行うこと。
- ②本ホームページは、パソコン、タブレット、スマートフォンの各端末で動作し、かつ以下の環境で動作することが保証できるものとする。また、スマートフォンに適したレスポンシブデザイン対応をしていること。
- ③ユーザーの閲覧環境に関するOS及びブラウザ環境については以下の要件を満たすこと。なお、毎月末に最新バージョンによる動作確認を行い、アプリケーションの推奨動作環境を維持すること。

	Edge	Firefox	Chrome	Safari
Windows 11 以降	○	○	○	
Mac OS 13.4 以降				○
iOS 16.5 以降				○
Android 13 以降			○	
Chrome 109 以降			○	

● クラウドサービス

クラウドサービスの利用については、ガバメントクラウドを原則とするが、ガバメントクラウドを利用しない場合については、セキュリティの観点から、原則としてISMAPに登録されたものを選定すること。

● セキュリティ要件

- ① Web Application Firewall (WAF) を設置してウェブサイトへの攻撃に対する防御を行い、WAFのシグネチャは随時速やかに更新を行うこと。(また、WAFを導入できない場合は、導入時及び定期的にセキュリティ診断を行ったうえで、脆弱性の対策を行うこと。)
- ② クラウドサービス利用のための接続元を制限する機能を提供すること。
- ③ 公開サーバーとなるWeb/APサーバーはFWを設置し、DMZ領域に設置すること。
- ④ ウェブサイトと利用者端末の通信は、TLS 1.2以上によって暗号化され、盗聴、情報窃取等の行為を防止するようにすること。
- ⑤ ウェブサイトのシステムフォルダやシステムファイルに適切なパーミッションを設定するとともに、ディレクトリインデックスの表示を禁止する等、不正アクセスや非公開情報の意図せぬ公開等を防止すること。
- ⑥ ソフトウェアバージョン情報等、攻撃者に利する不要な情報の公開や通知は行わないこと。
- ⑦ OSやミドルウェア、アプリケーションのインストール時に標準で作成されるアカウントやテスト用アカウント等、不要なアカウントは削除すること。また、Webサイトを構築、運用するサーバーにおいて、不要なサービスやポートを停止すること。
- ⑧ 脆弱性が判明し、修正プログラムが提供されていないソフトウェアは採用しないこと。
- ⑨ OSやミドルウェア、アプリケーション等は常に最新のバージョンを適用す

- ること。
- ⑩ システムの認証ログを取得のうえ1年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
 - ⑪ システムの操作ログを取得のうえ1年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
 - ⑫ Webサイトにおけるアクセスログを取得のうえ1年以上証跡を保存し、スポーツ庁の求めに応じて提供すること。
 - ⑬ 情報システムに対する不正行為の検知、発生原因の特定に用いるために、情報システムの利用記録、例外的事象の発生に関するログを蓄積し契約期間の間保管すること。また、契約期間満了時、スポーツ庁に提出すること。
 - ⑭ ログの不正な改ざんや削除を防止するため、ログに関するアクセス制御機能を備えること。
 - ⑮ 管理運用環境へ接続する端末を限定し、PKIやIPアドレス等による接続制限をすること。また、管理者用の作業アカウントについては、必要最低限の権限設定とすること。
 - ⑯ パスワードを用いた認証を行う場合は、複数の文字種を組み合わせつつ一定数以上の文字数にする等、推測が困難な値を設定すること。なお、多要素認証が利用可能な場合は、多要素認証を利用すること。
 - ⑰ 不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて感染を防止する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために機能の更新が可能であること。
 - ⑱ サービス利用者その他の者に関する情報が本人の意思に反して第三者に提供されるなどの機能が組み込まれることがないように開発すること。
 - ⑲ 機器等の製造工程において、スポーツ庁が意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施していること。また、当該措置の実施状況を証明する資料を提出すること。
 - ⑳ 開発したシステムに対する脆弱性診断を実施し、リスクの高い脆弱性が発見された場合は改修を行って再度脆弱性診断を実施すること。脆弱性診断の結果については、脆弱性診断結果報告書に取りまとめ報告し、スポーツ庁の了承を得ること。
 - ㉑ 運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの更新を行う方法（手順等）を備えること。
 - ㉒ 情報セキュリティインシデント発生時の原因追及や不正行為の追跡において、ログの分析等を容易にするため、システム内の機器を正確な時刻に同期する機能を備えること。
 - ㉓ 情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの構成（ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報）が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。
 - ㉔ サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が復旧目標時間として48時間を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。
 - ㉕ 特権を有する管理者による不正を防止するため、管理者権限を制御する機能を備えること。
 - ㉖ 情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した

不正を防止するため、開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入すること。

- ⑳ 情報の漏えいを防止するため、端末の離席対策（自動スクリーンロック等）等によって、物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知するための機能を備えること。
- ㉑ 物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置（重要情報を扱う装置）については、外部からの侵入対策が講じられた場所に設置すること。
- ㉒ 情報システムの構築において、スポーツ庁が意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証する管理が、一貫した品質保証体制の下でなされていること。当該品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。また、本システムにスポーツ庁の意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や請負者事業所等への立入検査、当庁と連携して原因を調査し、当庁の求めに応じ操作ログや作業履歴等を提出すること。また、本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、スポーツ庁が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、受託者は情報セキュリティ監査を受け入れること。更に、役務内容を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して、情報セキュリティを確保すること。
- ㉓ 情報システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、情報システムのアクセス件を職務に応じて制御する機能を備えるとともに、アクセス権の割り当てを適切に設計すること。
- ㉔ 不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバー装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバー装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。
- ㉕ 通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルやアプリケーションの通信を通信回線上にて遮断する機能を備えること。
- ㉖ 情報システムのなりすましを防止するために、サーバーの正当性を確認できる機能を備えること。
- ㉗ サービスの継続性を確保するため、構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用して情報システムを構築すること。
- ㉘ 不正行為に迅速に対処するため、通信回線を介してスポーツ庁外と送受信される通信内容を監視し、不正アクセスや不正侵入を検知及び通知する機能を備えること。

● サプライチェーン・リスク対応及び必要提出書類について

- ① 本業務において、下記に記載の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。
 - (ア) 各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
 - (イ) 脆弱性検査等のテストの実施が確認できること。
 - (ウ) 各工程における不正行為の有無について、定期的な監査が行われていること。
 - (エ) 作業者が不正な変更を加えないよう、サプライチェーン全体が適切に管理されていること。
 - (オ) 不正な変更が発見された場合に、スポーツ庁と請負者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。

- ② 請負者のおよび作業担当者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）や職務実績、国籍がわかる資料、および、資本関係・役員の情報
がわかる資料を提出すること。